

出席停止の連絡票

令和 年 月 日

保護者様

富山大学教育学部附属小学校

風しん、麻しん、水痘、流行性耳下腺炎等は学校保健安全法により医師の許可があるまで出席停止の扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いいたします。

記

1. 氏名 _____ 年 _____ 組 氏名 _____ さん

2. 理由 百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・
咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・
その他（ _____ ）の疑い

3. 期間 学校保健安全法施行規則第19条第2項に規定されている期間または病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで

※ 令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）まで（ 日間）

※は後日学校(園)で記入

主治医様

上記の疾病は、感染のおそれなくなるまで登校(園)できないことになっています。
診断・治療の上、下記に登校(園)許可日を記入していただき、本人に渡して下さるようお願いいたします。

登校(園)許可証明書

学校(園)長様

病名： _____

登校(園)許可日 令和 年 月 日

診断日 令和 年 月 日

主治医氏名 _____

- この連絡票は登校(園)される際に必ず学校(園)へお返してください。
- 不明な点がありましたら養護教諭または保健担当者にお問い合わせください。

学校(園)で予防すべき感染症の出席停止期間の基準

対象疾病		出席停止の期間の基準	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ熱		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)		
	鳥インフルエンザ		
新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症			
第二種	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1日を経過するまで (無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで)	ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、その限りではない ※出席停止期間の基準で「発症した後△日を経過」「解熱した後△日」と規定されている場合、症状が出た日(解熱した日)の翌日を1日目として数える
	インフルエンザ(鳥インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	
	百日咳	特有の熱が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで	
	結核		
髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎			

	<p> 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑(リンゴ病) 急性細気管支炎(RSウイルス等) EBウイルス感染症 帯状疱疹、手足口病 ヘルパンギーナ アタマジラミ 伝染性膿痂疹(とびひ) 伝染性軟属腫(水いぼ) 等 </p>	<p> 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる </p>
--	---	---